

令和8年度 第1回松本市個人情報保護制度審議会 会議録

1 日 時 令和8年7月24日（金） 午前10時から午前11時まで

2 場 所 松本市役所 第2委員会室

3 出席者

- (1) 委員 土屋会長、小池委員、福嶋委員、大竹委員、久保田委員
- (2) 議会事務局 住吉次長、中田次長補佐、三村係長
- (3) 事務局 行政管理課 長岡課長、藤井課長補佐、宮下主査、野村主任

4 内 容

- (1) 開会
- (2) 委員及び事務局職員の紹介
- (3) 会長選出
土屋委員を会長に選出
- (4) 会長あいさつ

以前の個人情報保護条例は、個人情報の目的外利用等の際に事前の諮問・協議が必要であった。個人情報を条例で守るというのは本旨であるが、政府の方針として情報の一元化を推進することが示された。個人情報保護委員会は、条例による事前審査は法律違反であるという見解を示し、当時の本審議会において、個人情報保護条例の改正について議論がなされた。

現在の個人情報保護条例は、実施後の事後報告を受け、意見があれば行政に伝えるという方法になっている。行政側も、本審議会の意見をくみ取って運営していただいていると思う。行政と共に、市民の個人情報保護について引き続き取り組んでいきたい。

- (5) 会長職務代理者の指名
小池委員を会長職務代理者に指名

(6) 議事

- ・土屋議長 議事に入る前に、1点、本日の会議の開催結果は松本市附属機関等の設置等に関する要綱に基づき公表することとされており、本日の資料及び発言者、発言内容を記録したものを公表することとしたいが、いかがか。
- ・（異議なし）

【報告事項ア 令和7年度における松本市情報公開制度の実施状況について】

- ・宮下主査 （資料に基づき説明）
- ・大竹委員 特定の方の請求が多いということだが、まだそういう理解でよいか。
- ・宮下主査 お見込みのとおり。
- ・福嶋委員 情報公開について、昨年から電話の録音を開始したが150番の請求について不存在としている。通話の記録について、通話録音の媒体に

とっておくと思うがこの対応はどのようなものか。課の中で、記録を残すなどの決まりがあるのか。

- ・ 宮下主査 通話録音について公文書公開制度で請求がされたもの。本来であれば、保有個人情報の開示請求をしてもらうべきものであった。具体的な対応については、現時点で請求があった時の対応は事例が出てきていないため、請求があった段階で個別での対応となるものと考えている。
- ・ 小池委員 通話録音について、録音の開始はいつから始まったか。通話録音の開示請求の状況と、請求に係る周知の状況を教えてほしい。
- ・ 宮下主査 現状、開示請求はないと認識している。
- ・ 長岡課長 通話録音は、1月から実施している。個人情報の開示請求は今のところはない。あくまで通常の公文書として管理しているものであり、特別な周知はしていない。
- ・ 土屋議長 案件があれば、審議会で報告していただければよい。
不服申し立て2件の内容がどのようなものか
- ・ 宮下主査 1件目は、不存在とした処分について、不服があったもの。担当課で確認したところ、1点文書が存在したことから、部分公開決定として、相手方の請求を認容したもの。
2件目は、医療に関する事故に関する文書について、非公開としたものに対する不服があったもの。担当課で確認を行い、全てが非公開ではなく、部分公開決定として、相手方の請求を認容したもの。
いずれも、追加での不服申立はなかった。
- ・ 土屋議長 集約。了承。

【報告事項Ⅱ 令和8年度における個人情報ファイル簿の作成及び公表について】

- ・ 宮下主査 (資料に基づき説明)
- ・ 小池委員 ハタチの記念式典運営業務におけるDV対象有無について、DVはドメスティックバイオレンスを指すものか。
- ・ 宮下主査 ドメスティックバイオレンスであれば要配慮個人情報に該当するため、事務局で内容を確認し、適切に対応したい。
- ・ 小池委員 ヤングケアラー支援関係業務における親権者に対する情報に、関係者の病歴等の要配慮個人情報が含まれているのか。
- ・ 宮下主査 含まれておらず、該当者に連絡するためのものと認識している。
- ・ 小池委員 通話録音記録について、個人情報ファイル簿の作成はしなくてよいのか。
- ・ 宮下主査 個人情報ファイル簿の作成の基準が、1年以上保存するものを対象としている。通話録音記録は1年未満で情報が更新されているため、対象外としている。
- ・ 小池委員 カスハラ等の調査等で保存を延長するなどして、一定の件数がたまると保存していくという認識でよいのか。
- ・ 宮下主査 お見込みのとおり。
- ・ 土屋議長 別紙1中の最高裁判決に係るファイルについて、これで人数が増えたか。

- ・宮下主査 会長ご指摘のとおり、対象として生活保護世帯が1, 400件程度、廃止世帯が4, 300件程度ある。
- ・土屋議長 ハタチの記念式典の運営業務の内容について確認するように意見として出したい。
集約。了承。

【報告事項ウ 保有個人情報の目的外利用について】

- ・宮下主査 (資料に基づき説明)
- ・土屋議長 集約。了承。

【報告事項エ 個人情報保護制度の運用状況について】

- ・宮下主査 (資料に基づき説明)
報告事項エ中1及び2について
- ・福島委員 安全管理措置規程は非常に大事なこと。特に外部委託について、廃棄については最初に伝えるだけなのか、廃棄を確認してから支払うのか、そのような点検は行うのか。
- ・宮下主査 委託先には、必要に応じて立入検査を行い、廃棄を確認する。
- ・野村主任 立入検査において、業務期間中にチェックリストに基づいて状況の報告を求めており、廃棄状況を把握している。担当課がきちんと運用を行えば、廃棄を確認した上で支払できるものと考えている。
- ・土屋議長 担当課では書面での確認を行っているということか。
- ・野村主任 書面に基づき検収し、その旨を庁内にも周知している。
- ・福島委員 仕様書に記載があるだけで、形骸化しないようにチェックリストきちんと確認するなどした対応を取るようにしてほしい。
- ・小池委員 安全管理措置規程と関係するかもしれないが、生成AIの利用についての対応状況を教えてほしい。
- ・長岡課長 個人情報及び機密情報を入力しないことがルール化されている。DX推進本部で調達している自治体向けの生成AIのみを使用し、インターネット回線ではないL GWAN回線（総合行政ネットワーク）を使うことで、複数の漏えい防止策を図っている。
- ・大竹委員 インターネット回線から切り離されたところであっても、個人情報の入力しないということか。
- ・長岡課長 個人が特定できるものは入力しない。生成AIを使用する場合は、個人が分かる部分を除くなどして対応する。また生成AIは、学習をしないことになっている。
- ・土屋議長 規程は充実している。あとは運用をしっかりとすることが大事。個人情報保護委員会の立入検査について指摘があればまた情報の共有をお願いしたい。
集約。報告事項エ中1及び2について了承。

報告事項エ中3について

- ・大竹委員 実務担当者を対象にすると増えてこないと思う。民間では、コンプライアンスの研修は最低限受ける。他の人は、業務に携わらなければ受けないのか。
- ・宮下主査 新規採用職員は、情報セキュリティ研修は必ず受ける。その上で、個人情報保護制度研修は、新規採用職員と、従事者に受講させている。個々人の意識によるところに任せている部分もあるが、安全管理措置規程に基づき、管理者・担当者向けの研修を計画しており、強制的に受講させる体制を考えている。できるだけ多くの人に受けてもらえるよう。体制は充実させていきたい。
- ・大竹委員 動画の視聴は形骸化する。視聴や理解度のチェックを行うべき。
- ・宮下主査 動画を最後まで見たかは把握できないが、受講者へのアンケートで理解度等を確認している。動画のスライドのパワーポイント化をするなどして、いつでも見られるようにするなどのやり方で視聴環境を補完している。
- ・久保田委員 自身の会社では動画視聴後に確認テストを行い、一定の点数以上を取らないと不合格にしている。本人も実施者側も間違いやすいポイントを把握できる。確認テストの実施の検討をしてはいいかが。
- ・土屋議長 従事者や新規採用職員向けには検討いただきたい
- ・小池委員 研修の手法については、他市の状況を確認しながら実施してもらいたい。部局ごとに、個人情報への向き合い方は変わってくると思う。研修内容は一般的なものとなっているようだが、業務の特性に応じた研修になるとよい。生活保護のような重要な業務に従事すると、プライバシーに触れることになる。業務に応じた研修があると、安心して仕事ができるのではないか。
- ・土屋議長 集約。報告事項エ中3について了承。

【報告事項オ 松本市議会個人情報保護条例の施行状況について】

- ・中田次長補佐 (資料に基づき説明)
- ・福島委員 別紙1 中令和8年度の3番と4番が同じ内容であるが、分けている理由は。
- ・中田次長補佐 提供した日ごとに台帳に入力しており、提供日が異なるため、分かれている。
- ・土屋議長 集約。了承。

(7) 閉会

以上